

広島県公安委員会公告第153号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年6月30日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

- 1 審査の種類
教習指導員審査（準中型）
- 2 審査の期日
令和4年8月4日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査の対象者
法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類

ア 教習指導員審査申請書	1通
イ 審査手数料計算表	1通
ウ 自動車運転免許証の写し	1通
エ 教習指導員資格者証の写し	1通
 - (2) 申請書等の提出先
広島県警察本部交通部運転免許課
 - (3) 申請書等の提出期限
令和4年7月27日